

## 資料1

### 実践キャリア・アップ戦略推進チーム 専門タスクフォースの設置について

大越 孝 桜美林大学執行役員・副学長・教授  
龜山 幸吉 淑徳短期大学社会福祉学科教授  
山本 匠 校学校法人小山学園理事長

#### 1. 趣旨

新たな成長分野をはじめとして実践的な職業能力育成（キャリア・アップ）が急務となっている一方で、非正規労働者など能力育成の機会に恵まれない方々の増大や、企業の人材育成投資の低下が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、4月26日雇用戦略対話における鳩山内閣総理大臣の指示に基づき設置された『実践キャリア・アップ戦略推進チーム』において、5月25日「『実践キャリア・アップ戦略』構想骨子」がとりまとめられた。

本骨子に基づき、「専門タスクフォース」を設置し、職業能力評価と教育・能力開発を結び付け一層の体系化を図った上で、一企業内にとどまらず社会全体で実践的なキャリア・アップを図る戦略プロジェクトを推進する。

#### 2. メンバー

##### 【専門タスクフォースメンバー】

(主査) 大久保幸夫 リクルートワークス研究所所長（内閣府参与）

(有識者) 伊藤 健二 慶應義塾大学大学院准教授  
今野浩一郎 学習院大学経済学部教授  
樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授  
堀 達也 前北海道知事、北海道開拓記念館館長  
山田 久 日本総合研究所調査部主席研究员

(労使関係) 青山 伸悦 日本商工会議所理事・産業政策第一部長  
川本 裕康 (社)日本経済団体連合会常務理事  
園野 久茂 日本労働組合総連合会副事務局長

(教育関係)

#### 【事務局】

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）  
内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）付参事官（産業雇用担当）

#### 【オブザーバー】

文部科学省大臣官房生涯学習政策局長  
厚生労働省職業能力開発局長  
経済産業省大臣官房審議官（経済産業政策局担当）

※ 必要に応じ、関係省庁事務官を追加

#### 3. 検討体制、議事の公開

- ・本専門タスクフォースについては、内閣府は事務局として、会合の運営その他庶務を行う。
- ・本専門タスクフォースは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会合に出席させ、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- ・本専門タスクフォースの会合の配布資料と議事要旨については、原則として公開する。ただし、個別の事情に応じて、非公開とすることができる。
- ・本専門タスクフォースの下に、個別の分野等に係る専門的な検討を行う作業部会（ワーキンググループ）を設けることができる。

## 『実践キャリアアップ戦略』構想骨子②(5月25日実践キャリアアップ戦略推進チーム)

### 「キャリア段位制度」について

- ①戦略分野の選定  
5年間で制度導入を想定している分野を選定
- ②職業能力評価制度(『キャリア段位』制度)の導入(「日本版NVOQ」の創設)  
実践的な職業能力を明確化し、教育・能力開発と結び付け、能力を客観的に評価する『キャリア段位』制度を導入
- ③各分野の職業能力育成(キャリア・アップ)プログラムの策定  
＜キャリア・アップ・プログラムの目指す方向＞
  - i)企業内OUT重視
  - ii)「学習ユニット積上げ」方式の導入

平成22年8月31日

内閣府

### 『実践キャリアアップ戦略』構想骨子①(5月25日実践キャリアアップ戦略推進チーム)

#### 〈基本的考え方〉 「肩書社会」から「キャリア社会」へ

新たな成長分野をはじめとして実践的な職業能力育成(キャリア・アップ)が急務となっている一方で、若者や非正規労働者など能力育成の機会に恵まれない人々の増大や、企業の人材育成機能の低下が指摘されている。このため、少子高齢化という制約要因を跳ね返し、新たな経済成長を支える「人づくり」を推進する観点から、職業能力評価と教育・能力開発を結び付け一層の体系化を図った上で、一企業内にとどまらず社会全体で実践的なキャリア・アップを図る戦略プロジェクトを推進する。

#### 〈主な取組1〉 「実践キャリア・アップ制度」の導入・普及

(1)「5か年目標」の策定

新たな成長分野や「人づくり」の効果が高い分野などを中心に、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」の導入・普及の「5か年目標」を策定する。

(2)「実践キャリア・アップ制度」導入第1次プランの策定  
上記目標を踏まえ、第1次プラン(22~23年度)を策定する。

### 『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』(6月18日閣議決定)

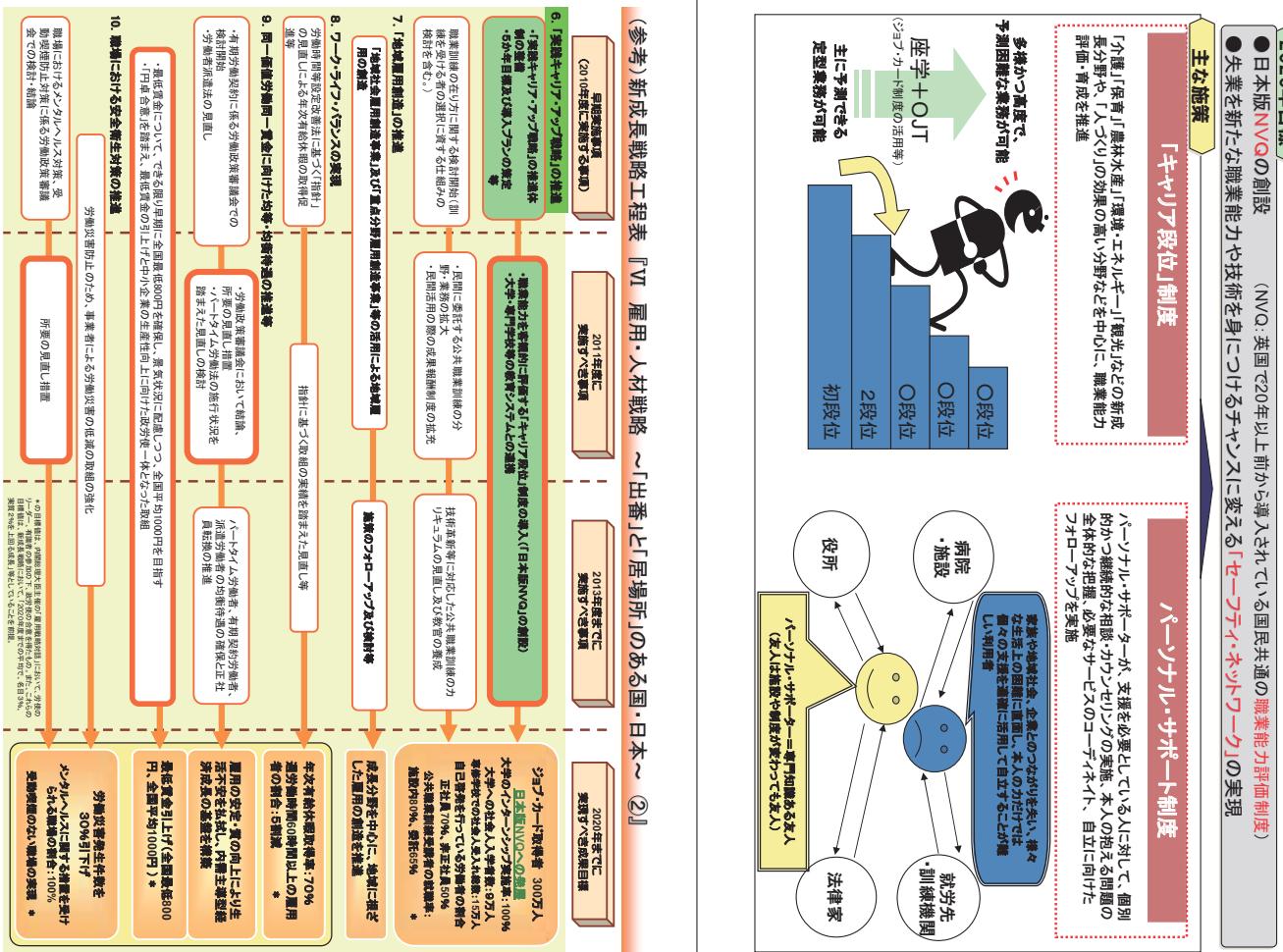
#### 21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト VI. 雇用・人材分野における国家戦略プロジェクト

##### 19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、企画、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心、英国の職業能力評価制度(NVQ: National Vocational Qualification)を参考とし、ジョブ・カード制度などの既存のツールを活用した「キャリア段位」を導入・普及する(日本版NVQの創設)。あわせて、育成プログラムでは、企業内OUTを重視するほか、若者や母子家庭の母親など、まとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積上げ方式」の活用や、実践キャリア・アップ制度と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る。

同時に、失業をリスクに終わらせず、新たなチャンスに変えるための「セーフティ・ネットワーク」の実現を目指し、長期失業などで生活上の困難に直面している人々を個別的・継続的に支える「パーソナル・サポート」を導入するほか、就労・自立を支える「居住セーフティネット」を整備する。

## 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入



- 79 -

今後の進め方－「構想骨子」(5月25日)及び「新成長戦略」(6月18日)を受けて－

- ② 分野横断的な制度設計（年内目途）

  - ◆ 「23年度までに導入する「第一次プラン対象分野」(3~4分野)を決定。  
(分野案) 「介護・ラブケア」、「環境・エネルギー(含・林業)」、「金・電光」など  
→ 成長分野であって、一企業だけで多くの企業・産業に通用する専門家を育成するとの観点から選定
  - ◆ 速やかに分野毎の「作業部会」を設置。分野毎の「職業能力評価基準」及び「職業能力育成(キャリア・アップ)」のためのカリキュラム」の策定に当たっての「重点整理」(年内目途)
  - ◆ 「キャリア段位制度」(職業能力評価制度)等の「基本方針」をとりまとめ。
  - ◆ 具体的検討事項
    - 段位の数やレベルの設定
    - 具体的な評価方法
    - 教育システムとの具体的な連携方法
    - 既存制度(職業能力評価基準制度、資格・検定制度、ジョブカード制度等)との関係整理(積極的活用を含む)・維持的な質保証
    - 職業能力育成プログラムの在り方(モジュール化された「学習ユニット構上げ」方式、「e-ラーニング」等)
    - 周知・広報体制など

平成23年5月18日  
実践キャリア・アップ戦略 専門タスクフォース

## 実践キャリア・アップ戦略 基本方針

### I. 概要と戦略の狙い・方向性

一 実践キャリア・アップ戦略は、平成22年6月18日に決定された「新成長戦略」において、21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクトのひとつとして位置付けられている。

一 実践的な職業能力の評価・認定制度（キャリア段位制度）を構築するとともに、それに基づく育成プログラムの整備や労働移動の円滑な仕組みづくりを含めた全体を、「実践キャリア・アップ戦略」として一体的・総合的に整備・推進していく。

一 実践的な職業能力の評価・認定制度は、職業能力の共通言語化と職業能力開発（人材育成）を進めるものであり、併せて、既存の資格制度等では不足している部分を補うものである。他国の取り組みで言えば、イギリスの NVQ 制度（National Vocational Qualification）等が類似施策になる。

一 これまでの社会は「肩書き」で評価されると指摘されるがちな社会であったが、実践キャリア・アップ戦略がめざす社会は、これまで以上に「キャリア」「能力」を評価する社会である。生涯を通じて専門的スキルの向上を目指し、プロフェッショナルとして誇りを持って生きられる社会の実現を目指していく。

一 キャリア段位の各基準は企業や教育機関における職業能力開発の目安となるとともに、個人にとっても自律的なキャリアデザインの参考となるものである。また、企業にとっては、人材を評価・処遇するための重要な判断材料・参考指標となることが期待されるものである。

一 狙いを実現するためには、産学官の連携、労使の協力、省庁横断的取組み、中央と地方の連携等が欠かせない。

一 一本戦略の対象領域は、今後雇用を創出していく期待がかかる成長分野である。まずは「介護・ライフケア分野」「環境・エネルギー（含む、林業）分野」「食・観光分野」に焦点を当て、「介護人材」「省エネ・温室効果ガス削減人材（カーボンマネジメント人材）」「6次産業化人材」を第1次戦略対象業種とする。

一 また、本基本方針の検討の過程で、東日本大震災が発生したが、その復興に当たっては、「単なる復旧ではない創造的復興」が求められている。高齢化が進んではいるものの地域社会の糸が残されており、豊かな田園や漁場等の地域資

源を有する被災地域が、こうした特性を生かし、また、原発事故によるエネルギーの供給制約を乗り越え、日本再生の先駆けとなることが期待されている。実践キャリア・アップ戦略の第1次戦略の対象である、カーボンマネジメント人材、6次産業化人材、介護人材は、創造的な復興を支える力となり得るものであり、検討の歩を緩めることなく、制度化を促していく。

一 これらの業種に統いて、広く国民の意見を聴きつつ、3つの分野の中の他業種、さらに社会的起業家などその他の分野で今後大きく成長すると考えられる業種の中から、社会的期待を考慮して、平成23年度中に第2次戦略対象業種を決定していく。

### II. 全体制度設計に関する基本方針

#### 1. 職業能力評価の階層

##### (1) レベル数等の制度全体の基本骨格について

- ・ 職業能力評価の階層全体を構成する「レベル」については、図1のとおり、「エントリーレベル」から「プロレベル」に至るものとし、全体のレベル数は、原則として「7段階」とする。
- ・ なお、本制度を速やかに普及・浸透させていくとの観点からも、全体の骨格は、簡素かつ分かり易いものとする。

(注) 全体のレベル数は、職業能力向上のステップ（いわゆる「キャリアラダー」）を示すものであることから、働く個人にとって能力開発の取り組みに対するモチベーションが働くよう、ある程度の数が必要。他方、それが多くなることで制度運用に関する社会的コストも増大することから、過剰にすべきではない。

##### (2) 國際的な能力評価制度との連動性等について

- ・ 國際的な能力評価制度、例えば EU の European Qualifications Framework（8階層）をはじめ、育成プログラム・機関の質保証を図るために基準等の動向も踏まえ、将来的にはこれらとの連動性・整合性についても、ある程度、視野に入れる。

##### (3) レベルに係る職種横断的な共通概念について

- ・ エントリーレベル、プロレベルのみならず、それぞれのレベルが示す場合は、業種が異なっても概ね同程度であることが望ましい。

-81-

##### (4) 専門性を考慮した上の「同レベルにおける枝分かれ」などについて

- ・ 業種ごとに、例えば専門分野等に対応して必要があると認められる場合には、同じレベルであっても、当該専門性を考慮した上で、2つ以上に「枝分かれ」する評価体系とする場合があり得る。  
(例：6次産業化人材の場合)
- ・ また、業種によっては、必ずしも全てのレベルを設定する必要のない場合もあり得る。

#### 2. 評価方法・システム

##### (1) 評価システム全体の概要について

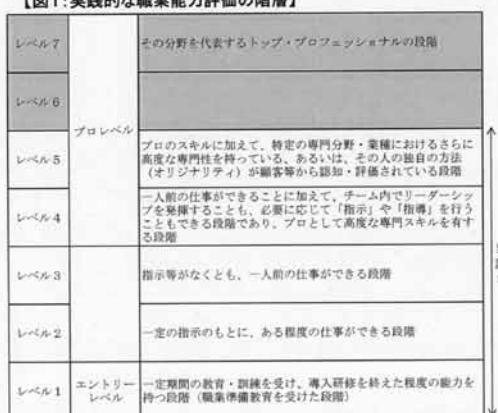
- ・ 本制度における評価方法については、
  - ① 認証された育成プログラムの履修、
  - ② 既存資格の取得による代替評価、
  - ③ アセッサー（評価者）による実践的スキルの評価、
 の3つの方法の中から、分野・業種・レベル等に応じた適切な方法を採択・組み合わせができるようにする。

##### (2) 「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」について

- ・ 評価方法については、「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の両面を評価することとするが、これらは、実際にその職業に就いてどの程度の職務の遂行ができるのかが分かるものにする。
- ・ 「わかる（知識）」については、筆記試験による方法と、あらかじめ認証された、標準的な育成プログラムの履修をもって評価する方法とが考えられるが、後者を採択することが、制度全体の運用の効率化、教育・訓練との連動という観点から重要である。但し、個々人の履修の認定に当たっては、知識水準の確認のためのテストの実施等を組み込むことが必要である。
- ・ 「できる（実践的スキル）」については、課題を与えて一定期間その仕事をぶりと結果を評価する方法や、これまでの実務経験や成果物を評価する方法などが考えられる。プロ以前のレベルにおいては前者の方法が、プロレベルであれば後者の方法がより有効と考えられるが、分野・業種・レベルにより、適切な方法を採択し運用されることが現実的と考えられる。

(注) エントリーレベルにおける実務経験の評価については、育成プログラムにおける実習やインターンシップ等に対する評価などにより代替することも可能

【図1: 実践的な職業能力評価の階層】



-82-

と考えられる。また、教育機関等における取得希望者に対し、どのように実務経験を評価するかについては、引き続き検討していく必要がある。

### (3) 既存の国家資格等との関係について

- 既存の国家資格や有力な民間職業資格等については、その資格取得をもって、評価全体またはその一部を代替することができるよう、分野・業種・レベルに応じて、検討する。

### (4) 「アセッサー」(評価者)について

- 評価は、育成プログラムの履修や資格の取得によるものを除き、あらかじめ登録された「アセッサー」(評価者)により行われることになるが、これには、企業内のプロ、教育機関の教員、職業訓練機関の指導員などが想定される。
- アセッサーは、プロレベル（レベル4以上）とし、必要な講習を修了した上で、登録された者とする。

### (5) その他の留意点等について

- 職位は企業ごとの個別の基準によって任用されるものであり、客観的基準とならないため、評価基準に「職位」を当てはめることは避けるべきである。なお、チームのマネジメントを伴う場合は、職位ではなく、マネジメントスキルとして基準を設定する。
- 忙しい仕事の合間にも少しずつ育成プログラムを履修しようとする社会人など、継続的な学習が困難な人による本制度の活用を促進するためにも、各レベルの評価は一括でなく、評価基準を幾つかのユニットに分割した上で、ユニットごとの評価を積み上げていく方式も併用する。
- 本制度が特に新成長分野を対象とするものであることに鑑み、各業種について策定された能力評価や育成プログラムの一定期間後の見直しや、レベル取得者の一定期間後の更新のための枠組みなどについても、引き続き検討する。

## 3. 運営体制

### (1) 本格的な運営体制について

- 全体の制度運営に当たっては、「制度全体を統括する機能・組織」の他、各分野・業種ごとに

- ①「アセッサーの育成・評価、データ管理を行う機能・組織」
- ②「育成プログラムの認証を行い、研修機関の選定を行う機能・組織」など、一定の公共性を有する機能・組織が必要となる。
- なお、管理するデータベースについては、①取得者（個人）、②アセッサー（評価者）③育成プログラムの少なくとも3種類が必要となることに留意が必要である。
- 実践キャリア・アップ戦略が少なくとも、当面、5か年のプロジェクトであることを踏まえ、遅くとも、5年後には安定的な運営体制が構築できるよう、検討を行い、来年度以降、速やかに準備を進めていく。
- 今後、レベル取得する者や事業者等の負担の軽減等を考えれば、他国でも、これらの機能の一部を関連する企業・事業者の団体等が担っている場合が多いように、我が国においても、行政以外の組織の活用も含め、検討を行う必要がある。しかし、分野・業種によって、レベル取得する者の数、「できる（実践的スキル）」の評価方法等、条件が大きく異なることから、それぞれの分野・業種に適した運営体制を検討する必要がある。
- また、新成長分野では、関連する企業・事業者の団体等が存在していない分野も多いことから、こうした分野においては、産学官が参加した会議体を構成する方法を含め、検討する。
- なお、育成プログラムの実施に当たっては、関係の教育機関や事業者等の意見が反映される必要がある。

### (2) 実証事業の実施

第1次プラン対象業種については、各ワーキング・グループにおいて、職業能力評価の階層を構成する各レベルに求められる能力の基本的な考え方等が整理されたことを踏まえ、今年度においては、これを基に、具体的な能力評価の基準及び育成プログラム（以下「能力評価の基準等」という。）を策定することとする。

評価レベルの最終的な決定に当たっては、各業種ごとに、レベルの妥当性や評価項目や評価方法の妥当性等について十分な検証が必要であることから、それぞれ具体的な能力評価の基準等の案を策定した上で、実証事業を行うこととする。恒久的な運営体制やルールは、実証事業の結果をみつつ、検討を行っていく。

### (3) 当面の体制について

- (2) の実証事業の実施に当たっては、業種によって、能力評価の基準等、評価方法も異なることから、各ワーキング・グループにおいて、実証事業の

-83-

内容、その結果を踏まえた能力評価の基準等の検討を行う。なお、能力評価の基準等の具体策を策定するに当たっては、必要に応じて、各ワーキング・グループの下に、起草のための小委員会を設置する。

本タスクフォースにおいては、引き続き、関係省庁とも連携しながら、業種間の整合性を図り、制度全体の設計を統括し、検討を進める。

カーボンマネジメント人材については、東日本大震災により電力供給が大幅に減少している中、業務部門、家庭部門を含め、幅広い節電対策の取組みが必要となっており、人材育成の前倒しが求められている。したがって、本格的な実施体制としては、当面の間、能力評価・レベル認定を行うための専門家等で構成される委員会を設置し、当該委員会において、併せて、育成プログラムの承認、データベースの管理等を行う方向で検討を進めることとする。

### (4) 各種制度等との連携について

- 本制度によってレベル認定を受けた求職者が転就職を実現する際には、積極的にジョブ・カードが活用されるよう、制度運用を図るべきであり、その際、ジョブ・カードの様式等についても、取得レベルを訴求するために一層使いやすいものとする。
- その他、本制度については、本年度に創設される求職者支援制度とも連携を図っていく。また、既存の公共職業訓練の訓練プログラムについても、本制度のレベル認定との整合性が確保されることが期待される。

## 4. 普及・浸透方法

### (1) 教育機関・労働市場サービス・企業等への「三位一体」の普及について

- ①大学・短大・専門学校、職業訓練機関等はじめとする「教育・研修機関」に対しては、本制度と連携した育成プログラムが積極的に開発されるようとする。
- また、②労働市場サービス（ハローワーク、民間職業紹介機関、人材派遣会社等）に対しては、本制度の能力評価が積極的に活用され、取得レベルの上昇が適切にキャリア・アップに結びつくようにする。
- さらに、③企業等事業者に対しては、企業等の単位での本制度の活用を図ることにより、企業内OJT等を通じ、在職者によるレベル取得が促進されるようにする。
- これらを並行して進めよう、一体的な普及活動を総合的に行っていく。

- 個人への本制度の普及・浸透のためには、企業内への制度の浸透や労働市場サービスを通じた転就職における活用が欠かせない。
- なお、その際に必要となる助成措置等については、今後、本制度の創設に係る議論とは別途、普及・浸透方法の枠組みの中で検討していく。

### (2) 「トップ・プロ」による普及・浸透について

- 専門人材については、いわゆる「トップ・プロ」を頂点として裾野が拡大していくことに鑑み、本制度の普及・浸透に係る有効な手段としても、それぞれの分野・業種におけるトップ・プロについては、相互認証などの形で早期にレベル取得を促す。

### (3) e-learning手法の導入について

- 特に教育機関が少ない地方在住者や仕事をしながらの学習を望む人々のために、e-learningの手法を積極的に導入していく。

### (4) アジア等の海外への普及・浸透について

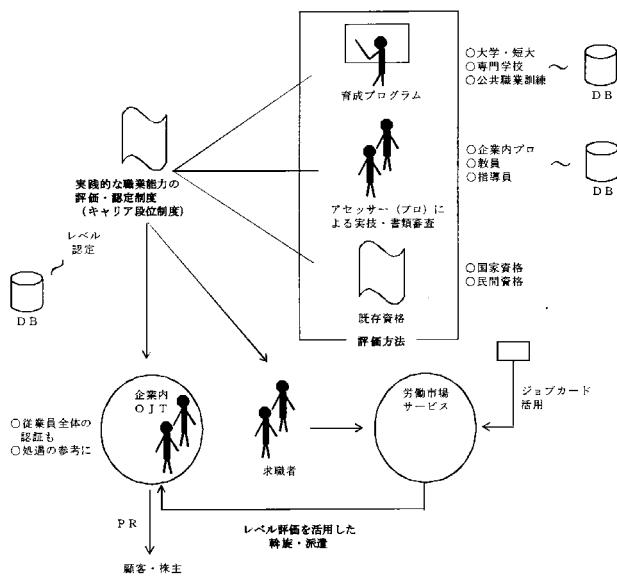
- 我が国企業のグローバル化及びこれに伴う人材の海外展開、または海外の人の人材の育成等を図ることにより、将来は、アジアをはじめとする他国にも、本制度の普及・浸透を積極的に図る。このため、制度設計当初から、本制度の海外展開を前提とした制度設計を行う。

### (5) 「推進母体」による普及等について

- 実践キャリア・アップ戦略を展開する各業種ごとに、関連する産学官等の連携による推進協議会等の「推進母体」を設置し、各種広報を積極的に展開すること等により、本制度の一層の普及・浸透を図る。

-84-

【図2:実践キャリア・アップ戦略の全体構造図】



-85-

## 知的財産推進計画2011(抜粋)

(平成23年6月 知的財産戦略本部)

### 「知的財産推進計画2011」について

#### 新たな時代の到来と知財イノベーション

- 高速なコミュニケーションの下、シームレスに世界がつながる「グローバル・ネットワーク時代」が到来。加えて、「危機の中の危機」である東日本大震災を踏まえて、今後の10年、20年を見据えた成長基盤となるのが「知的財産推進計画2011」。
- 東日本大震災への対応を含め、①国際標準化のステージアップ戦略、②知財イノベーション競争戦略、③最先端デジタル・ネットワーク戦略、④クールジャパン戦略の4つを中心とした強力な推進戦略として実行する。

#### グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える4つの知的財産戦略

##### ① 国際標準化のステージアップ戦略

- 各企業が戦略的な知的財産マネジメントを行い、国際標準化に対応することが重要。
- 2010年度に策定した7分野の「国際標準化戦略」の実行・検証を進める。
- 「国際標準化戦略」の実行を推進するため、基盤の施策を追加・充実。

###### 「国際標準化戦略」の実行

2010年度に策定した7分野

1 先端医療	5 エネルギーマネジメント
2 水	6 コンテンツメディア
3 次世代自動車	7 ロボット
4 飲食	

+ 新規分野の追加選定

###### 基盤的施策

標準化活動の更なる活性化  
基盤的機能的活用  
アジア諸国との連携強化

##### ② 知財イノベーション競争戦略

- 各国の「知財システム」が激しい国際競争に晒されている。
- 我が国は「知財システム」の魅力を高め、アジア・世界で一層標準化・活用される環境を整備し、グローバル知財システムの権威をリードする。

###### グローバル化知財システムの構築

英語での国際的な手続きの標準化

知財人育成

プランの確立

新規分野の確立

知財インフラ整備

我が国の「知財システム」の競争力強化

知的財産権各分野の人材育成・連携

研究開発促進

研究開発促進</p